

KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約 新旧対照表

旧	新																												
<p>第1条 (総則) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 (以下「当社」といいます。) は、当社が別に定めるデジタルテレビ約款 (以下「テレビ約款」といいます。) およびインターネット約款、ならびにこの「KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約」 (以下「本規約」といいます。) に基づき、テレビ約款とインターネット約款で定めるサービスに関する付帯サービスとしてKCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービスを提供します。</p>	<p>第1条 (総則) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 (以下「当社」といいます。) は、当社が別に定めるデジタルテレビ約款 (以下「テレビ約款」といいます。) およびインターネット約款、ならびにこの「KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約」 (以下「本規約」といいます。) に基づき、テレビ約款で定めるサービスに関する付帯サービスとしてKCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービスを提供します。</p>																												
<p>第2条 (用語の定義) この規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="76 645 778 1025"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2</td> <td>デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、「ケーブルプラスSTB」といいます。)</td> </tr> <tr> <td>2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス</td> <td>テレビ約款第35条 (STB) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下、「ケーブルプラスSTBサービス」といいます。)</td> </tr> <tr> <td>3. 加入者</td> <td>当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>4. 提携事業者</td> <td>トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、JCOM株式会社およびKDDI株式会社、JCOM株式会社が提携した事業者</td> </tr> <tr> <td>5. コンテンツ</td> <td>当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ</td> </tr> <tr> <td>6. au ID</td> <td>KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、「ケーブルプラスSTB」といいます。)	2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条 (STB) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下、「ケーブルプラスSTBサービス」といいます。)	3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人	4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、JCOM株式会社およびKDDI株式会社、JCOM株式会社が提携した事業者	5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ	6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと	<p>第2条 (用語の定義) 本規約において使用する用語の意味は、テレビ約款およびインターネット約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="817 645 1503 1025"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2</td> <td>デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、「ケーブルプラスSTB」といいます。)</td> </tr> <tr> <td>2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス</td> <td>テレビ約款第35条 (STB) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下、「本サービス」といいます。)</td> </tr> <tr> <td>3. 加入者</td> <td>当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人</td> </tr> <tr> <td>4. 提携事業者</td> <td>トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、JCOM株式会社、KDDI株式会社またはJCOM株式会社が (あるいはその両方) が提携した事業者</td> </tr> <tr> <td>5. コンテンツ</td> <td>当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ</td> </tr> <tr> <td>6. au ID</td> <td>KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、「ケーブルプラスSTB」といいます。)	2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条 (STB) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下、「本サービス」といいます。)	3. 加入者	当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人	4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、JCOM株式会社、KDDI株式会社またはJCOM株式会社が (あるいはその両方) が提携した事業者	5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ	6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと
用語	用語の意味																												
1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、「ケーブルプラスSTB」といいます。)																												
2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条 (STB) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下、「ケーブルプラスSTBサービス」といいます。)																												
3. 加入者	当社とケーブルプラスSTBサービスの加入契約を締結した個人または法人																												
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、JCOM株式会社およびKDDI株式会社、JCOM株式会社が提携した事業者																												
5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ																												
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと																												
用語	用語の意味																												
1. ケーブルプラスSTB ケーブルプラスSTB-2	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器 (以下、「ケーブルプラスSTB」といいます。)																												
2. KCN ケーブルプラスSTBサービス KCN ケーブルプラスSTB-2サービス	テレビ約款第35条 (STB) に基づき、かつ当社のインターネット回線を利用して提供するサービス (以下、「本サービス」といいます。)																												
3. 加入者	当社と本サービスの加入契約を締結した個人または法人																												
4. 提携事業者	トレンドマイクロ株式会社、KDDI株式会社、JCOM株式会社、KDDI株式会社またはJCOM株式会社が (あるいはその両方) が提携した事業者																												
5. コンテンツ	当社や提供事業者が提供する各種のコンテンツ																												
6. au ID	KDDI株式会社が発行する、auの各種サービスやコンテンツを携帯電話やパソコン、ケーブルプラスSTBなどから利用するために必要な「ID」のこと																												
<p>第3条 (規約の適用) 本規約は、当社が提供するケーブルプラスSTBサービスに関し適用されるものとします。 2. 本規約の規定がテレビ約款、インターネット約款の規定と矛盾または抵触する場合は、テレビ約款、インターネット約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。 (略)</p>	<p>第3条 (規約の適用) 本規約は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとします。 2. 本規約の規定がテレビ約款およびインターネット約款の規定と矛盾または抵触する場合は、テレビ約款およびインターネット約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。 (略)</p>																												
<p>第4条 (提供するサービス) 当社および提携事業者は、ケーブルプラスSTBサービスの加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。 (略) (2) 提携事業者が提供するコンテンツ 提携事業者は、次のコンテンツの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。 ① セキュリティソフトウェア (ウイルスバスター) ケーブルプラスSTBを利用いただく場合は、セキュリティソフトウェアが自動的に利用開始となることを承諾していただき、トレンドマイクロ株式会社が別に定める「ウイルスバスター for au」使用許諾契約書および注意事項を遵守していただきます。 ② その他提携事業者提供のコンテンツ 提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されるコンテンツの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守していただきます。 (略)</p>	<p>第4条 (提供するサービス) 当社および提携事業者は、加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。 (略) (2) 提携事業者が提供するコンテンツ 提携事業者は、次のコンテンツの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。 ① セキュリティソフトウェア (ウイルスバスター) ケーブルプラスSTBを利用する場合は、セキュリティソフトウェアが自動的に利用開始となることを承諾し、トレンドマイクロ株式会社が別に定める「ウイルスバスター for au」使用許諾契約書および注意事項を遵守するものとします。 ② その他提携事業者提供のコンテンツ 提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されるコンテンツの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守するものとします。 (略)</p>																												

KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約 新旧対照表

<p>第5条 (a u IDの提供) (略) 2. 加入者は、ケーブルプラスSTBを利用する場合は、<u>KDDI株式会社が別に定める「a u ID利用規約」に同意していただきます。また、ケーブルプラスSTB1台につき1個の「a u ID」をあらかじめ提供しますので、申込み時に暗証番号を設定していただきます。</u> 3. 加入者は、ケーブルプラスSTB上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「a u ID」が設定されているケーブルプラスSTBの機器情報を、当社がKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供することについて承諾<u>いただきます。</u></p>	<p>第5条 (a u IDの提供) (略) 2. <u>KDDI株式会社がケーブルプラスSTB1台につきあらかじめ提供する1個の「a u ID」に関し、加入者は、KDDI株式会社が別に定める「a u ID利用規約」に同意し、本サービス申込み時に暗証番号を設定するものとします。</u> 3. 加入者は、ケーブルプラスSTB上で利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「a u ID」が設定されているケーブルプラスSTBの機器情報を、当社がKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供することについて承諾<u>するものとします。</u></p>
<p>第6条 (ケーブルプラスSTBサービスの提供条件) <u>ケーブルプラスSTBサービスの利用にあたっては、事前にデジタルテレビサービス(地デジスーパーコース以上(Pタイプを除きます。))の加入契約を締結し、かつインターネットサービス(KCN光100メガ・KCN光1ギガ・KCN光5ギガ・KCN光10ギガ・KCNマンション160・KCNマンション320・KCNマンション光LAN(Aプラン)・KCNマンション光LAN(Bプラン)・KCNマンション光1G・KCN光ハートフルプラン・KCNマンション光ハートフルプラン・KCNマンションハートフルプラン・Kブロード160とく割・Kブロード160・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光1G(ギガ)とく割・Kブロード光1G(ギガ)・Kブロード光10G・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン・Kブロードマンションプレミアム光1G(ギガ))のいずれかの契約を締結していること、またはケーブルプラスSTBサービスの申込みと同時に締結することが必要となります。なお、<u>ケーブルプラスSTBサービスの申込みは、テレビ約款、インターネット約款および本規約を承諾し、別に定める加入契約書に所要事項を記入捺印の上、当社に申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。</u> 2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>何れか</u>に該当する場合には、前項に基づく申込みを承諾しないことがあります。 (1) KDDI株式会社が定める「a u ID利用規約」に<u>同意いただけない</u>場合 (2) 提携事業者が別に定める規約等に<u>同意いただけない</u>場合</u></p>	<p>第6条 (本サービスの提供条件) <u>本サービスの利用にあたっては、別表1に定める対象のデジタルテレビサービスおよびインターネットサービスの加入契約を事前に締結、もしくは本サービスの申込みと同時に締結することが必要です。なお、本サービスの申込みは、テレビ約款およびインターネット約款ならびに本規約を承諾のうえ、当社所定の加入申込書を当社に提出するものとします。なお、所要事項は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。</u> 2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合には、前項に基づく申込みを承諾しないことがあります。 (1) KDDI株式会社が定める「a u ID利用規約」に<u>同意しない</u>場合 (2) 提携事業者が別に定める規約等に<u>同意しない</u>場合</p>
<p>第7条 (ケーブルプラスSTBサービスの料金) 加入者は、<u>別表</u>に定める料金表に従って<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>の利用料を支払うものとします。 (略) 3. 当社は、<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>の料金を変更することがあります。 4. 料金支払い方法その他については、テレビ約款、<u>インターネット約款</u>に基づいて取り扱います。</p>	<p>第7条 (本サービスの料金) 加入者は、<u>別表2</u>に定める料金表に従って<u>本サービス</u>の利用料を支払うものとします。 (略) 3. 当社は、<u>本サービス</u>の料金を変更することがあります。 4. 料金支払い方法その他については、テレビ約款<u>および</u>インターネット約款に基づいて取り扱います。</p>

<p>第8条 (責任の制限) 当社は、<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>の内容を変更または終了することがあります。変更または終了によっておこる損害の賠償には<u>応じません</u>。 2. 当社は、<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>の中断、天災、事変その他当社の責めによらない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償には<u>応じないもの</u>とします。 3. 当社は、<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>の利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害(第4条(提供するサービス)第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を含みます。)、および<u>ケーブルプラスSTB</u>を利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとし、<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>を提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失により<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>の提供をしなかったときは、<u>テレビ約款ならびにインターネット約款</u>に従い、その加入者の損害を<u>賠償します</u>。</p>	<p>第8条 (責任の制限) 当社は、<u>本サービス</u>の内容を変更または終了することがあります。<u>また</u>、変更または終了によっておこる損害の賠償には<u>応じないもの</u>とします。 2. 当社は、<u>本サービス</u>の中断、天災、事変その他当社の責めによらない事由によるサービス提供の停止に対しての損害賠償には<u>応じないもの</u>とします。 3. 当社は、<u>本サービス</u>の利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害(第4条(提供するサービス)第1項の提携事業者によるコンテンツにより生じた損害を含みます。)、および<u>ケーブルプラスSTB</u>を利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとし、<u>本サービス</u>を提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失により<u>本サービス</u>の提供をしなかったときは、<u>テレビ約款およびインターネット約款</u>に従い、その加入者の損害を<u>賠償するもの</u>とします。</p>
<p>第9条 (免責) <u>ケーブルプラスSTBサービス</u>に関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。 (1) ケーブルプラスSTBに接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。<u>以下同じとします</u>。)の消失、破損等が生じた場合。また、<u>ケーブルプラスSTB</u>等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合(略) 2. 加入者は、<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>提供期間中、当社から貸与された機器を自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。(略)</p>	<p>第9条 (免責) <u>本サービス</u>に関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。 (1) ケーブルプラスSTBに接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等(蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。<u>以下同じ</u>。))の消失、破損等が生じた場合。また、<u>ケーブルプラスSTB</u>等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合(略) 2. 加入者は、<u>本サービス</u>提供期間中、当社から貸与された機器を自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。(略)</p>
<p>第10条 (<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>の停止および解除) 当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対し<u>ケーブルプラスSTB</u>のサービス提供停止、または<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>の利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。 (1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合 (2) <u>ケーブルプラスSTBサービス</u>提供を妨害した場合 (3) 本規約<u>または</u>テレビ約款、<u>インターネット約款</u>のいずれかに違反した場合 (4) ケーブルプラスSTBの利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかなる場合 (5) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合 2. 加入者が、<u>デジタルテレビサービス(地デジスーパーコース以上(Pタイプを除きます。))</u>またはインターネットサービス(<u>KCN光100メガ・KCN光1ギガ・KCN光5ギガ・KCN光10ギガ・KCNマンション160・KCNマンション320・KCNマンション光LAN(Aプラン)・KCNマンション光LAN(Bプラン)・KCNマンション光1G・KCNハートフルプラン・KCNマンション光ハートフルプラン・KCNマンションハートフルプラン・Kブロード160とく割・Kブロード160・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光1G(ギガ)とく割・Kブロード光1G(ギガ)・Kブロード光10G・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン・Kブロードマンションプレミアム光1G(ギガ)</u>)のいずれかのサービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、<u>ケーブルプラスSTBサービス</u>も同時に解約するものとします。</p>	<p>第10条 (<u>本サービス</u>の停止および解除) 当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対し<u>ケーブルプラスSTB</u>のサービス提供停止、または<u>本サービス</u>の利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。 (1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合 (2) <u>本サービス</u>提供を妨害した場合 (3) 本規約、<u>テレビ約款</u><u>または</u><u>インターネット約款</u>のいずれかに違反した場合 (4) ケーブルプラスSTBの利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかなる場合 (5) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合 2. 加入者が、<u>別表1に定める対象</u>のデジタルテレビサービスまたはインターネットサービスを解約<u>もしくは</u>それ以外のサービスに変更したときは、<u>本サービス</u>も同時に解約するものとします。</p>

KCN ケーブルプラスSTBサービス・KCN ケーブルプラスSTB-2サービス利用規約 新旧対照表

<p>3. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が提供したケーブルプラスSTBを撤去いたします。撤去および必要機器への交換費用はテレビ約款、インターネット約款等に定める料金が適用されるものとします。</p>	<p>3. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が貸与したケーブルプラスSTBを撤去いたします。撤去および必要機器への交換費用はテレビ約款に定める料金が適用されるものとしま</p>								
<p>第11条(解約) 加入者は、ケーブルプラスSTBサービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の14日前に当社にその旨を申し出るものとします。 2. 加入者は解約の場合、第7条(ケーブルプラスSTBサービスの料金)の規定による利用料を含むすべての料金(解約月の月額利用料も含まれます。)を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。</p>	<p>第11条(解約) 加入者は、本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の14日前に当社にその旨を申し出るものとします。 2. 加入者は解約の場合、第7条(本サービスの料金)の規定による利用料を含むすべての料金(解約月の月額利用料も含まれます。)を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。</p>								
<p>第12条(個人情報の取り扱い) 当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。</p>	<p>第12条(個人情報の取り扱い) 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。</p>								
<p>第14条(合意管轄) 本規約またはケーブルプラスSTBサービスに関する一切の訴訟については、奈良地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第14条(合意管轄) 本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、奈良地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>								
<p>(追加)</p>	<p>(別表1) 対象のデジタルテレビサービスおよびインターネットサービス</p> <table border="1" data-bbox="810 1041 1508 1400"> <tr> <td>デジタルテレビサービス</td> <td colspan="2">地デジスーパーコース以上(Pタイプを除きます。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インターネットサービス</td> <td>戸建て用</td> <td>KCN光10ギガ・KCN光5ギガ・KCN光1ギガ・KCN光100メガ・KCN光ハートフルプラン Kブロード光10G・Kブロード光1G(ギガ)とく割・Kブロード光1G(ギガ)・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード160とく割・Kブロード160</td> </tr> <tr> <td>対応マンション用</td> <td>KCNマンション光1G・KCNマンション光ハートフルプラン・KCNマンション320・KCNマンション160・KCNマンションハートフルプラン・KCNマンション光LAN(Aプラン)・KCNマンション光LAN(Bプラン) Kブロードマンションプレミアム光1G(ギガ)・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン</td> </tr> </table>	デジタルテレビサービス	地デジスーパーコース以上(Pタイプを除きます。)		インターネットサービス	戸建て用	KCN光10ギガ・KCN光5ギガ・KCN光1ギガ・KCN光100メガ・KCN光ハートフルプラン Kブロード光10G・Kブロード光1G(ギガ)とく割・Kブロード光1G(ギガ)・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード160とく割・Kブロード160	対応マンション用	KCNマンション光1G・KCNマンション光ハートフルプラン・KCNマンション320・KCNマンション160・KCNマンションハートフルプラン・KCNマンション光LAN(Aプラン)・KCNマンション光LAN(Bプラン) Kブロードマンションプレミアム光1G(ギガ)・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン
デジタルテレビサービス	地デジスーパーコース以上(Pタイプを除きます。)								
インターネットサービス	戸建て用	KCN光10ギガ・KCN光5ギガ・KCN光1ギガ・KCN光100メガ・KCN光ハートフルプラン Kブロード光10G・Kブロード光1G(ギガ)とく割・Kブロード光1G(ギガ)・Kブロード光300メガプレミアムとく割・Kブロード光300メガプレミアム・Kブロード光100メガプレミアムとく割・Kブロード光100メガプレミアム・Kブロード160とく割・Kブロード160							
	対応マンション用	KCNマンション光1G・KCNマンション光ハートフルプラン・KCNマンション320・KCNマンション160・KCNマンションハートフルプラン・KCNマンション光LAN(Aプラン)・KCNマンション光LAN(Bプラン) Kブロードマンションプレミアム光1G(ギガ)・Kブロードマンションプレミアム320とく割・Kブロードマンションプレミアム320・Kブロードマンションプレミアム160とく割・Kブロードマンションプレミアム160・Kブロード光LANマンションタイプ・Kブロード光LANマンションタイプBプラン							
<p>(別表1) 料金表 *表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。</p>	<p>(別表2) 料金表 *表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。</p>								
<p>附則 (施行期日) この改正規定は、2024年9月13日より施行します。</p>	<p>附則 (施行期日) この改正規定は、2024年11月1日より施行します。</p>								